

電気工事士に関するよくある質問集

愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室

目次

| | | |
|----|---|---|
| 第1 | 電気工事について | 4 |
| 1 | 第一種電気工事士及び第二種電気工事士が従事することのできる電気工事の内容は？ | 4 |
| 2 | エアコンの設置や撤去の作業に電気工事士の資格は必要ですか？ | 4 |
| 3 | 電気工事士の義務を教えてください。 | 5 |
| 第2 | 試験について | 6 |
| 1 | 電気工事士試験に受験資格はありますか？ | 6 |
| 2 | 電気工事士試験の内容等を確認したい。 | 6 |
| 第3 | 免状交付申請手続きについて | 6 |
| 1 | 愛知県収入証紙はどこで販売していますか？ | 6 |
| 2 | 申請先はどこですか？ | 6 |
| 3 | 本人確認書類は必要ですか？ | 6 |
| 4 | 交付にはどれくらいの時間がかかりますか？ | 6 |
| 5 | 第二種電気工事士試験に合格してから数年が経過しましたが、免状交付申請をしていません。有効期限はありますか？ | 6 |
| 6 | 試験結果通知書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？ | 7 |
| 7 | 試験合格後、愛知県外に引っ越した場合、申請先はどこですか？ | 7 |
| 8 | 愛知県で受験しましたが、現在愛知県外に住んでいます。この場合、申請先はどこですか？ | 7 |
| 9 | 試験結果通知書の氏名と現在の氏名が異なります。どうすればよいですか？ | 7 |
| 10 | 試験結果通知書の住所と住民票登録地が異なります。どうすればよいですか？ | 7 |
| 11 | 外国人の場合、免状に記載される氏名はどうなりますか？ | 7 |
| 第4 | 免状の書換等について | 7 |
| 1 | 電気工事士免状に更新の手続きはありますか？ | 7 |
| 2 | 住所が変わった場合、変更の手続きは必要ですか？ | 7 |
| 3 | 姓が変わった場合、旧姓使用はできますか？ | 8 |
| 第5 | 第一種電気工事士の実務経験について | 8 |
| 1 | 第一種電気工事士免状の交付を受ける場合に必要な実務経験はどのようなものが認められますか？ | 8 |

| | | |
|----|---|----|
| 2 | 実務経験の証明者は代表者のみですか？ | 9 |
| 3 | 実務経験について、勤務日数が極端に少ない場合の可否の基準はありますか？ | 9 |
| 第6 | 第一種電気工事士の定期講習について | 9 |
| 1 | 第一種電気工事士に係る定期講習の案内が送られてきません。 | 9 |
| 2 | 電気工事士免状を再交付したため、前回の講習受講年月日がわかりません。 | 9 |
| 3 | 定期講習を受講し忘れていました。 | 9 |
| 4 | 今後は自家用電気工作物の電気工事をやめたいのですが、定期講習を受講しなければいけませんか？ | 9 |
| 5 | 今後、電気工事をする予定が無く、第一種電気工事士に係る講習を受講するのが負担です。 | 10 |
| 第7 | その他..... | 10 |
| 1 | 第一種及び第二種に分かれる前の旧電気工事士免状は有効ですか？ | 10 |

第1 電気工事について

1 第一種電気工事士及び第二種電気工事士が従事することのできる電気工事の内容は？

回答 第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物（最大電力 500kw 未満の需要設備に限る。）に係る電気工事の作業に従事することができます。

第二種電気工事士免状の交付を受けた方は、一般用電気工作物等に係る電気工事の作業に従事することができます。

なお、ネオンや非常用予備発電装置に係る特殊電気工事は、特種電気工事資格者認定証の交付を受けている方でなければ、その作業に従事することができません。

また、最大電力 500kw 未満の自家用電気工作物のうち、600V 以下の部分の電気工作物に係る簡易電気工事は、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている方であれば、その作業に従事することができます。

| | 一般用電気工作物等 | 自家用電気工作物（最大電力 500kw 未満の需要設備） | | | |
|------------------|-------------------|------------------------------|-----|-----------|--------|
| | | 右記以外 | ネオン | 非常用予備発電装置 | 簡易電気工事 |
| 第一種電気工事士 | ○ | ○ | × | × | ○ |
| 第二種電気工事士 | ○ | × | × | × | × |
| 認定電気工事従事者 認定証 | ○ (第二種免状取得者のみ) | × | × | × | ○ |

2 エアコンの設置や撤去の作業に電気工事士の資格は必要ですか？

回答 作業内容が、軽微な工事、軽微な作業に該当すれば電気工事士の資格は不要です。また、撤去作業は、電気工事士の資格は不要です。ただし、撤去に伴ってコンセントの工事などの作業が発生する場合は、電気工事士の資格が必要です。

| | | 資格 | |
|-----------------------|-------------------|--|----|
| エアコンの設置工事 | ① エアコン室外機の設置 | 不要 | |
| | ② 室内機と室外機をつなぐ内外接続 | ◎内外接続電線に係る工事 ▽内外接続電線を接続端子に差し込む作業 | |
| | | ・ 600V 以下で使用するエアコンの室内機及び室外機の接続端子に内外接続電線を差し込む（接続する）作業 | 不要 |
| | | ・ 600V を超えて使用するエアコンの室内機及び室外機の接続端子に内外接続電線を差し込む（接続する）作業 | 必要 |
| | | ▽内外接続電線を壁に固定する作業 | |
| | | ・ 電線を保持・保護する機能や目的を持たない化粧カバーを設置する作業 | 不要 |
| | | ・ 冷媒配管やドレインホースなどとともに内外接続電線を化粧テープ、絶縁ビニルテープを巻き付けて一体化した上で、これを壁などに固定する作業 | 不要 |
| ・ 内外接続電線を直接壁などに固定する作業 | 必要 | | |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 続線に | | |
| | ▽内外接続電線が造営物を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業 | |
| | ・内外接続電線等が造営材を貫通する部分に、樹脂製（金属製以外）の防護装置を取り付ける作業 | 不要 |
| | ・内外接続電線等が造営材を貫通する部分に、金属製の防護装置を取り付ける作業 | 必要 |
| | ▽内外接続電線を防護装置の中に通す作業 | |
| | ・作業後の電線の損傷状況が容易に確認できる場合における、防護装置の中に内外接続電線（ドレインホース等と一体化したものを含む）を通す作業 | 不要 |
| | ・壁が厚い等、作業後の電線の損傷状況が容易に確認できない場合における、防護装置の中に内外接続電線（ドレインホース等と一体化したものを含む）を通す作業 | 必要 |
| ③ 接地線に関連する作業 | ◎接地線に係る工事（アース工事） | |
| | ・エアコンの電源プラグをコンセントに差し込む作業、接地極付コンセント（穴が3つあるコンセント）に3本足のプラグを差し込む作業 | 不要 |
| | ・600V 以下で使用するエアコンに接地線を接続する作業、接地線を接地端子（アースターミナル）に接続する作業 | 不要 |
| | ・600V を超えて使用するエアコンに接地線を接続する作業、接地線相互を接続（継ぎ足し）する作業、接地線を接地極に接続する作業、接地極を地面に埋設する作業 | 必要 |
| | ④冷媒配管の接続 | 不要 |
| | ⑤ドレインホースの接続 | 不要 |
| | ⑥室内機の壁への固定 | 不要 |
| エアコン設置工事に付随して行われる可能性のある工事 | コンセントの増設、移設、取替内外接続電線相互の接続 | 必要 |
| エアコンの撤去工事 | ・エアコンを取り外す作業は電気工事士の資格不要。ただし、撤去に伴ってコンセントの工事などの作業が発生する場合は電気工事士の資格が必要 | |

3 電気工事士の義務を教えてください。

回答 電気工事士に対しては、その業務について、次表のとおり義務が定められています。

| 義務 | 根拠条文 | 概要 | |
|-----------|---------|---|-------------------------------------|
| ①技術基準適合義務 | 法第5条第1項 | 電気工事の作業に従事する際、電気工事業法に定める技術基準に適合するように作業しなければならない。 | 電気工事士法、電気用品安全法の使用制限義務について違反があれば、都道府 |
| ②免状の携帯 | 法第5条第2項 | 電気工事の作業に従事するときは、電気工事士免状等を携帯していなければならない。 (免状の提示を求められたら、見せること) | |

| | | | |
|--------------------|---------|---|--------------------|
| ③第1種電気工事士の定期講習受講義務 | 法第4条の3 | 第一種電気工事士は、免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣の指定する者が行う講習を受けなければならない。当該講習を受けた以降も同様に受講。 | 県知事は返納命令 |
| ④電気用品の使用の制限 | 法第4条第6項 | 電気用品安全法第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。 | することができる。(法第4条第6項) |

第2 試験について

1 電気工事士試験に受験資格はありますか？

回答 受験資格はなく、誰でも受験可能です。(外国籍でも受験可能。) ただし、第一種の場合、実務経験がなければ免状を交付することができませんのでご注意ください。

2 電気工事士試験の内容等を確認したい。

回答 一般財団法人電気技術者試験センター(03-3552-7691)にお問い合わせください。

第3 免状交付申請手続きについて

1 愛知県収入証紙はどこで販売していますか？

回答 愛知県収入証紙は、愛知県本庁舎(ファミリーマート)、東三河総局、県民事務所、市役所(名古屋市内の場合は区役所)、町村役場、警察署などで購入できます。

2 申請先はどこですか？

回答 愛知県防災安全局防災部消防保安課産業保安室電気・火薬グループ(愛知県本庁舎3階北側)です。窓口への持参、簡易書留による郵送、電子申請の3つの申請方法があります。

3 本人確認書類は必要ですか？

回答 住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により氏名等の確認をするため不要です。ただし、住基ネットの利用を希望されない方、外国籍の方、申請の1週間以内に転居された方は本人確認書類の添付をお願いします。

4 交付にはどれくらいの時間がかかりますか？

回答 通常は2週間程度で交付されます。ただし、試験合格発表後は申請が集中するため、1カ月程度要する場合があります。なお、免状は簡易書留で郵送するため、不在票が届いていた場合は1週間以内に再配達連絡等をしていただくようお願いします。

5 第二種電気工事士試験に合格してから数年が経過しましたが、免状交付申請をしていますが、有効期限はありますか？

回答 有効期限はありませんので、いつでも申請していただけます。なお、申請には試験合格通知書が必要ですので、大切に保管しておいてください。試験合格通知書を紛失した場合は、一般財団法人電気技術者試験センターで再発行の手続きをしてください。

6 試験結果通知書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

回答 一般財団法人電気技術者試験センター（03-3552-7691）で再発行の手続きをしてください。

7 試験合格後、愛知県外に引っ越した場合、申請先はどこですか？

回答 申請先は、申請時点における住民票登録地の都道府県です。転居先の都道府県に申請してください。

8 愛知県で受験しましたが、現在愛知県外に住んでいます。この場合、申請先はどこですか？

回答 申請先は、住民票登録地の都道府県です。お住まいの都道府県に申請してください。

9 試験結果通知書の氏名と現在の氏名が異なっています。どうすればよいですか？

回答 戸籍謄抄本などの氏名のつながりが確認できる書類を添付のうえ申請してください。

10 試験結果通知書の住所と住民票登録地が異なります。どうすればよいですか？

回答 異なっても問題ありません。そのまま申請してください。

11 外国人の場合、免状に記載される氏名はどうなりますか？

回答 免状に記載される氏名は、住民票の表記どおりになります。外国人の方で本名及び通称名がある場合、①本名のみ、②通称名のみ、③本名と通称名の併記（「本名（通称名）」、「通称名（本名）」）のいずれかを選択していただきます。氏名を確認する必要がありますので、住民票の写しを提出してください。

第4 免状の書換等について

1 電気工事士免状に更新の手続きはありますか？

回答 更新はありません。ただし、第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、法第4条の3の規定により、やむを得ない事由（海外出張していた、疾病・負傷していた等）を除き、免状の交付を受けた日から5年以内ごとに自家用電気工作物の保安についての講習を受講することが義務付けられています。

2 住所が変わった場合、変更の手続きは必要ですか？

回答 必要ありません。免状の書換えの手続きが必要になるのは、氏名が変更になった場合のみです。なお、第一種電気工事士の方は5年に一度、定期講習を受講いただく必要がありますので、以前申し込まれた講習機関に住所変更があった旨をお知らせいただくとうよいでしょう。

3 姓が変わった場合、旧姓使用はできますか？

回答 令和4年度から旧姓の使用が可能になりました。なお、現姓から旧姓への変更を希望される方は、「書換え」で申請してください。申請には旧姓が記載されている戸籍抄本及び住民票の写し（コピー可）、運転免許証等の有効期限内の公的書類のコピーが必要です。

第5 第一種電気工事士の実務経験について

1 第一種電気工事士免状の交付を受ける場合に必要の実務経験はどのようなものが認められますか？

回答 以下の場合、実務経験として認められます。

記載例は愛知県公式 Web サイト「第一種電気工事士免状の交付（新規）」を参照

| | |
|---|--|
| 雇 用 者 等 か ら の 証 明 | <p>◆一般用電気工作物等の電気工事（記載例①） 勤務している電気工事会社が、登録電気事業者（みなし登録電気事業者）であれば、第二種電気工事士免状の交付を受けた日以降に従事した電気工事が実務経験となります。 ※証明者が登録電気事業者（みなし登録電気事業者）でなければ認められません。 ※第二種電気工事士免状の交付を受けた日より前に従事した工事は認められません。</p> |
| | <p>◆自家用電気工作物（最大電力 500kw 以上の需要設備）の電気工事（記載例②） 自家用電気工作物（おもに高圧以上で受電するビル、工場等（最大電力 500kw 以上の需要設備、発電所、変電所）の工事を、電気主任技術者の指導監督のもとで工事した場合（自らが電気主任技術者の場合を含む）は、工事に従事した期間が実務経験になります。</p> |
| | <p>◆自家用電気工作物（最大電力 500kw 未満の需要設備）の簡易電気工事（記載例②） 認定電気工事従事者認定証取得以降、自家用電気工作物に係る簡易電気工事（最大電力 500kw 未満の需要設備のうち、600V 以下の部分の電気工作物）を自ら行なった場合は、工事に従事した期間が実務経験になります。 ※証明者が登録電気事業者（みなし登録電気事業者）等（工事の種類が自家用電気工作物を含むこと。）でなければ認められません。</p> |
| | <p>◆電気事業用電気工作物の電気工事（記載例③） 電気主任技術者免状取得日以降電気事業者の電気主任技術者の指導監督のもと電気事業用電気工事（発電所、変電所、送配電線等の電気工事）のうち、電圧 50,000V 以上で使用する架空電線路に係る工事以外の工事を自ら行った場合、工事に従事した期間が実務経験になります。</p> |
| | <p>◆自家用電気工作物の維持・運用（記載例④） 電気主任技術者資格による認定申請 ・電気主任技術者免状取得日以降、電気主任技術者に選任され、自家用電気工作物（おもに高圧以上で受電するビル、工場等（最大電力 500kw 以上の需要設備、発電所、変電所）の工事に際し工事計画の立案、電気工事者への施工監督、定期点検・検査、職員への保安教育をおこなった場合 ・電気主任技術者免状取得日以降、電気主任技術者の指導監督のもと、電気事業用電気工事（発電所、変電所、送配電線等の電気工事）の維持運用に関する業務（定期点検・検査等）に従事した場合</p> |
| ◆自家用電気工作物の電気の保安に関する委託契約に基づく実務経験証明を受ける場合 | |
| <p>所属公益法人の証明（記載例） ・（一財）中部電気保安協会などの公益法人である電気管理事務所等に所属し、自家用電気工作物の電気の保安に関する委託契約に基づき保安監督業務に従事した場合</p> | |

設置者の証明（記載例）

・公益法人でない電気管理事務所等に所属し、自家用電気工作物の電気の保安に関する委託契約に基づき保安監督業務に従事した場合

2 実務経験の証明者は代表者のみですか？

回答 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者です。ただし、営業所長又は支店長等の実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その者でも差し支えありません。

3 実務経験について、勤務日数が極端に少ない場合の可否の基準はありますか？

回答 雇用形態は問いませんが、正社員と同じ勤務日数があると望ましいです。理由としては、1つの工事案件を最初から最後まで完結する経験が必要なためです。なお、極端に少ない勤務日数の可否の基準はありません。

第6 第一種電気工事士の定期講習について

1 第一種電気工事士に係る定期講習の案内が送られてきません。

回答 一部の講習機関が講習業務を廃止しましたので、令和5年4月以降講習を実施しているのは以下の4つの団体・企業です。講習の受講につきましては、これらの団体・企業のホームページ、電話等で具体的な日時、場所等を確認して直接お申込みください。

| | |
|--------------------|--------------|
| 一般財団法人電気技術者講習センター | 03-3435-0897 |
| 株式会社日建学院 | 03-3988-1175 |
| 株式会社総合資格学院法定講習センター | 03-3340-3081 |
| 株式会社テストイベント企画 | 03-6263-8454 |

2 電気工事士免状を再交付したため、前回の講習受講年月日がわかりません。

回答 前回講習を受講した講習機関（又は経済産業省産業保安グループ電力安全課 03-3501-1742）にお問い合わせください。

3 定期講習を受講し忘れていました。

回答 第一種電気工事士は、やむを得ない事由（海外出張していた、疾病・負傷していた、災害にあった等）を除き、前回受講を受けた日から5年以内に定期講習を受講しなければなりません。受講をお忘れの場合は、速やかに受講してください。なお、悪質と認められる場合は、返納命令を受ける場合があります。

4 今後は自家用電気工作物の電気工事をやめたいのですが、定期講習を受講しなければいけませんか？

回答 定期講習の受講は必要です。なお、第一種及び第二種電気工事士免状を両方持っている方であれば、第一種電気工事士免状を返納すれば定期講習を受講する必要はありません。第二種電気工事士免状のみで一般用電気工作物等の電気工事に従事することができます。

5 今後、電気工事をする予定が無く、第一種電気工事士に係る講習を受講するのが負担です。

回答 愛知県で第一種電気工事士免状の交付を受けた場合には、産業保安室へ免状の返納をすればそれ以降の所定の法定講習の受講について免除されます。ただし、一度返納した免状は、お返しすることができません。返納後は、第一種電気工事士の資格が必要な業務に携わることができなくなりますので、よく検討されてから返納手続きをしてください。

第7 その他

1 第一種及び第二種に分かれる前の旧電気工事士免状は有効ですか？

回答 昭和62年9月に電気工事士法が改正され、電気工事士免状が「第一種電気工事士免状」と「第二種電気工事士免状」の2つになりました。従前に交付された旧電気工事士免状は、経過措置により現在の第二種電気工事士免状とみなされることになっており、そのまま使用が可能です。(電気工事士法 昭和62年9月法附第3条) なお、新たに第二種電気工事士免状交付申請手続きの必要ありません。